

令和4年度 第2回教育課程研修会 報告書

1. 目的 高等学校新学習指導要領に基づく教育課程及び観点別学習状況の評価について理解を深め、各校の課題及び進捗状況等について情報を共有する
2. 日時 令和4年11月22日(火) 13:20～15:50
3. 会場 静岡県私学会館 5階大会議室、3階小・中会議室
4. 対象者 29人(教務部長、教務主任等教務分掌の責任者及びこれに準じる教務担当教諭等)
5. 日程

13:20～ 開会式

部会長挨拶 静岡学園中学校・高等学校

校長 鈴木 啓之 先生

13:30～ 講義「最近の教育課程に関する諸課題について」

講師 静岡県教育委員会 高校教育課 指導第1班

教育主幹 松本 新吾 様

14:20～ 県外先進校視察の報告

① 神奈川県立横浜翠嵐高等学校

報告 副部会長 坂本 裕之 (静岡学園中学校・高等学校)

② 聖徳学園中学・高等学校

報告 専門委員 浅井 健雄 先生(加藤学園高等学校)

③ 日本大学明誠高等学校

報告 専門委員 横山 力 先生(静岡大成中学校・高等学校)

14:50～15:20 グループワーク①「学習評価について」

15:20～15:50 グループワーク②「教務上の課題について」

終了後、グループ毎に解散

6. 内容

(1) 部会長挨拶

・研修会実施の経緯と講師紹介

(2) 講義

①学習評価

○県立高校の取り組み状況

・観点別学習状況の評価から評定への総括方法は、静岡県は各学校で決めている。

評価の結果のA、B、Cの数を基に総括する方法：48校

評価の結果のA、B、Cを数値に置き換えて総括する方法：54校

その他：11校

○各学期の評価

・大半の学校が5段階

10段階で総括する：9校

5段階で総括する：104校

○観点別学習状況の評価の実施方法

- ・通知表に観点別学習状況を記載する：93校
※県としては定めておらず、学校毎に判断している。
- ・観点別学習状況の評価を踏まえた定期テストを行う：100校
※定期テストに観点を記載すべきかどうか質問があったが、必ず載せなければいけないわけではない。可能な範囲で載せた方がよいと答えている。
- ・定期テスト以外の小テスト、課題等において、観点到配慮した評価を行っている：106校
- ・指導計画やシラバスに観点別の評価規準などを設けている：92校
※指導計画には観点を記載するように指導している。

○生徒・保護者への周知方法

【初期】

- ・入学時オリエンテーションで生徒・保護者に周知。
- ・「学習の手引き」への記載。
- ・初回授業時のオリエンテーションで生徒に周知。
- ・シラバス（年間指導計画）を配布し、教科・科目別にガイダンスを実施。

【学期中】

- ・学校だよりで周知。
- ・学年集会、PTA総会、保護者説明会等において周知。

【学期末】

- ・成績表配布時に説明プリントを配布。
- ・三者面談で説明。

○学習評価への課題

- ・総括する部分は教務が担っているが、各教科のABCは各教科に任せているところがある。
- ・適切に評価できているか。
- ・「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法は、教科の特性もあり、全ての教科で揃えることは難しい。
- ・評価の材料、各教科の評価基準（ルーブリック等）の設定、評価方法の改善、適切な評価方法の研究と教員間の連携
- ・授業づくりの改善
- ・欠点指導等の実施

CCCで1の生徒を指導した後、CCCの2とすることはできるのか等

→教務内規でCCCは1または2、と定めておくという例がある。

○地区教務主任研

【学習評価等】

- ・3観点を評定に総括する際、BBBを3にするか4とするかなどは、学校に委ねられている。全体の平均が従来と比べて大きく変動してよいかどうかという話があるが、

これは相対評価の考え方の名残りであり、特に問題はない。

- ・ABCから5段階へ総括する際の換算表は、中学で慣れていることもあり、生徒や保護者に示した方がよい。判断するのは各学校。

【オンライン】

- ・病気療養中の生徒に対する遠隔授業とコロナ対応の授業のオンライン配信は法律が異なる。
- ・コロナ対応はオンラインによる特例の授業として認めることができる。また、これは感染症や非常変災の際にも適用される。

②ICT機器の活用

○「令和の日本型学校教育」である個別最適な学びにはICTの活用が必要である。

○県立高校における1人1台端末の整備

- ・令和5年度以降の1・2年生はBYOD（スマートフォン除く）を必須とする。

○ICT活用研修は、私立学校も対象にしている。

○デジタル教科書

- ・法令改正でデジタル教科書の使用が認められているが、紙の教科書も使用しなければならない。

○病気療養中の生徒に対する遠隔授業（県立高校）

- ・法律は、平成27年にできた。
- ・静岡県では令和4年3月30日、運用指針を示した。
- ・入院30日以上を想定している。
- ・病気療養以外の場合、生徒側にも教員が必要。病気療養中の場合、生徒側には教員は必要ない。
- ・子ども病院、がんセンターには私立高校にも該当する生徒がおり、既に対応している私立高校もあるとのこと。進級の不安を抱える生徒への対応をお願いしたい。

③大学入学試験

○共通テスト・数学について

- ・「数学Ⅱ、数学B、数学C」となるので、数学Cまでやっておく必要がある。

○共通テスト・理科について

- ・基礎が一つにまとまった。

○共通テスト・情報について

- ・試作問題が大学入試センターのHPに出ている。

○県立高校における教科「情報」の履修状況

- ・1年：全日制47校、定時制7校
- ・2年：全日制20校、定時制5校
- ・単位制：全日制12校、定時制3校
- ・3年での履修はほとんどない。

○文科省に情報科に関する特設ページがある。

④教育課程変更について

○県立高校における教育課程変更の手続き

・令和5年度入学生の教育課程を変更する場合には令和4年度中に変更届を提出する。

・提出期限

①教科書需要数（検定教科書）の変更を伴う場合

実施前年度の11月末まで

②教科用図書（検定教科書等以外）の新規使用を伴う場合

実施前年度の11月末まで

③それ以外

実施前年度の1月末まで

(3) 県外先進校視察の報告

視察校について、簡潔な報告を専門委員3名が行った。

(4) グループワーク

計画を変更し、50分の枠内で2つのテーマについて各校の取り組みや課題についての情報交換を行った。

①学習評価について

②教務上の課題について

報告者 副部会長 静岡学園中学校・高等学校教諭 坂本 裕之